

平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田 まりみ 外34名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

## 原告準備書面(18)

平成21年11月13日

大阪地方裁判所

第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄



同 弁護士 吉 川 法 生



同 弁護士 大 西 克 彦



同 弁護士 阪 口 徳 雄



### 記

#### 一、基本的主張と柱

原告の主張は、本件寄付を集める行為は本来の目的に使用するためではなく、目的外又は私的消費に充てようとし、また実際そのようにしたもので違法であり、詐取という不法行為であるというものである。

上記立証の為に、

- 1、集められた金額(多額性)
- 2、被告は集めた金額を実際よりは少なかったと強弁し、集まった金の多くの部分を隠蔽ないししようとしたこと

3、被告は集まった金を、本来の目的にほとんど利用せず、私的費消や不明な目的に多額の金を使っていること

4、被告は、集まった金額やその使用先の解明に協力せず、隠蔽しようとしていること

を柱として主張する。

## 二、集まった金について

集まった金について被告の最終説明は下記のとおりである（甲 5、甲 96 号証番号 11）。

平成 19 年 3 月 13 日付の最終会計報告書によれば、

ばるる	・ ・ ・ ・	7375 万 6908 円
JNB	・ ・ ・ ・	6649 万 8162 円
現金収入	・ ・ ・ ・	237 万 3027 円
現金書留	・ ・ ・ ・	0 円
持参	・ ・ ・ ・	49 万 6200 円
同封	・ ・ ・ ・	0 円
募金箱	・ ・ ・ ・	87 万 4761 円
バザー	・ ・ ・ ・	70 万 8160 円
グッズ	・ ・ ・ ・	296 万 2706 円
計		1 億 3662 万 8097 円

しかしながらこの金額は被告が平成 18 年 12 月 11 日に発表した金額とも異なる。

平成 18 年 12 月の被告の発表によれば（甲 96 号証番号 11、甲 2 の 1、甲 21）、

支援金総額 ・ ・ 6030 万円（うち現金収入 540 万円）

募金箱 ・ ・ ・ ・ 309 万円

グッズ ・ ・ ・ ・ 4000 万円（平成 19 年 1 月 31 日のテレビインタビュー

で答える。甲 96 号証番号 7）

手渡し ・ ・ ・ ・ 95 万円

現金書留 ・ ・ ・ 40 万円

バザー ・ ・ ・ ・ 96 万円

同封・・・・・・・・ 0円

となっている。

このように2つの発表の金額が異なるうえ、更にこれらは多くの集まった金を本当に集計せず、実際の額より少ない。

募金箱にはポリバケツに1杯あるほどの金があった（安田証言より）。

手渡し金額としては、原告溝口が手渡したものだけでも100万円、訴外大前のものも50万円あった（溝口、鎌田証言より）。

現金書留については、連日届けられていたことが目撃されている（鎌田証言より）。

支援物資に同封された金額は0円となっているが、AA自ら何度も物資に同封しないように注意していたものであるが、それは物資に同封される金があったからこそされたものである（荷物の中に金が入っていたことや入れないでくれと言ったことは被告本人も認めている。被告本人尋問調書17P）。

また、寄付金のリストで預金通帳に書いていない人の分は手渡しや現金書留と被告は証言している（被告本人尋問調書26P）。

しかして、甲80や同96号証番号14のリスト表にある人達は甲9～10号証にその記載がないので、現金送付者である（鎌田証人尋問調書17P）。

しかして現金の額は少なくとも1000万円を超えると思われる。

バザー4000万円を加えただけでも1億7000万円となり、総計は2億円を超えている。

### 三、被告による集まった金の報告の変遷

#### 1、被告の3回にわたる発表額

第1回目の発表である平成18年10月25日の被告のホームページの発表では、支援金総額は5451万8925円であった。

第2回目の発表である平成18年11月25日の発表では、支援金総額は5911万0986円であった。

第3回目の発表である平成18年12月11日の記者会見での発表では、支援金総額は6025万8763円であった（甲2号証）。

#### 2、マスコミ等による被告の隠蔽の疑いに対する追及

中国新聞などは、関係者の証言により、被告発表金額よりもっとあった、1億円以上はあったと追求し、平成19年1月1日の中国新聞にその事を掲載した（甲22号証）。

3、平成18年12月11日の被告の記者会見では支援金総額は6025万8763円と発表し、次は専門家にみてもらって会計報告をする約束をしている。

そして最終として発表されたのが上記二の平成19年3月14日発表の総額1億3662万8097円である。

#### 四、被告発表額の変遷に表れた隠蔽工作

1、被告の支援金発表は、

平成18年10月25日	約5451万円
平成18年11月25日	約5911万円
平成18年12月11日	約6025万円
平成19年3月13日	約1億3662万円

となっている。

2、シェルター資金との弁明と隠蔽

支援金総額について、当初の発表では5451万円であったのに、いろいろ追及されたあげく、1億3662万円と変えた。

その変えた理由をシェルター資金の寄付金を加えたからだと言った被告は主張する（甲3号証の1）。

しかしながら、シェルター資金を被告が集めていたとはいえ、その周知性はなく、ほとんどシェルター資金は集まっていない。

シェルター資金については、寄付する時にその旨明記することを記載している（甲5号証の4）。

しかるに、その旨明記された寄付金は、被告の主張では21万8000円であり、原告が丹念に全部の帳簿を調べても45万6000円である。

寄付金は、マスコミが広島ドッグパークのことを大きく報道した直後に1万件以上も寄せられたもので、全体の寄付の集まりはマスコミ報道と一致している（甲96号証番号37）。なおマスコミはシェルターのことを一度も報道したことはなく、シェルター基金はほとんどないことは明白である。

会計士が報告書を作った中にはシェルター資金が 5000 万円余あるとされているが、寄せられた寄付のうちどれがシェルター資金かは、被告のグループが根拠もなく、高額支援金を主としてシェルター分として勝手に仕分けしたことに従っただけである。

被告本人は、寄付者のシェルターへという意向を確認したといい、その意向を示すメールも多数あるといい、原告がそのメールの提出を求めているが、今までその提出はない。被告が寄付金約 6000 万円の隠蔽をしていたことの弁明に使っているだけである。

即ち、約 6000 万円の金額は当初より隠蔽されていたもので、これは何よりも詐取の意思を示すものといえる。

### 3、当初の発表の数字に示された隠蔽工作

被告の寄金口座としての JNB とぼるる(甲 9、10 号証)を主として、金の集まり方とその時々残高は、甲 96 号証番号 18 のとおりである。

当初の平成 18 年 10 月 28 日の被告による収入金の発表の際は、実際の収入計は 1 億 1037 万 3252 円であった。

しかるに、被告の発表数字は約 5451 万円である。

その時点で既に約 5600 万円は費消していたのである。この事は、甲 9～10 号証の支出欄を見れば判明する。その後の 11 月 25 日、12 月 11 日、12 月末の発表においてもほぼ同じことが言える。

既に 5600 万円は不当に費消していたのに、12 月 11 日の被告の発表では、集まった金員は約 6030 万円で、医療費や搬送費などに約 720 万円を使い、残りの 5300 万円余を今後の活動費に使うと述べている(甲 2 号証の 1、甲 96 号証番号 4)。

即ち、平成 18 年 12 月 11 日までには、既に大口だけでも 10 月 12 日の 3000 万円、11 月 7 日の 1000 万円、11 月 8 日の 1200 万円、11 月 27 日の 1050 万円を費消してしまっているのに、それらを秘匿して集まった金 6030 万円、使った必要経費 720 万円と述べて、5000 万円以上の金を隠していたのである。

12 月末には、支援金合計は 1 億 2958 万 9369 円であり、被告の主張する必要経費を全部認めても、残高は 1 億 2200 万円なければならない。これを

隠しての発表は、明らかに詐取ないし横領である。

## 五、金の使途

### 1、必要経費について

被告は集まった金の使途として、犬の治療費や避妊、搬送費用等と主張している。

元々、ボランティアで集まった人には何の手当も出していない。

犬の治療費についても、なかなか医院へ連れて行こうとせず(安田証言)、お医者さんもボランティア的にやってもらったということもあって、100万円に満たない(書面尋問による鳴戸医師からの回答書及び(社)広島獣医師会への嘱託調査の請求書より)。

避妊去勢代について1050万円を送金して使ったと被告は主張(乙14)するが、避妊去勢の補償を受けた犬は80頭足らずであり、その金額は多くても160万円に満たない。

また、犬の治療費として150万円を計上しているが、そのほとんどはひろしまDP以前に費消した医療費か、林氏個人の所有の犬のために費消されたものであり、ひろしまDPの犬の医療費にという目的に使用された金額は100万円にも満たない。

支援金は、実際は2億円を優に超えており、被告が認めている額でも1億3000万円である。本件とは別の件で、総額募金で5000万円集め、その本来の目的である慈善事業に260万円を寄付した事件について、刑事裁判では詐欺罪と認定している(甲17)。

本件でも、募金額と本来の目的に使った額の比較からしても詐欺行為であると認められる。

### 2、中小口の不当支出

運搬等の費用を含めても、被告が平成18年12月11日に発表した必要経費720万円を大きく下回る。

たびたび引き出されたATMからの50万円単位の支出のほとんどはガソリン代や高速料金、食料費として費消されているが、連日考えられないほどのガソリンの消費量も乙6～乙10号証に多々見られ、また1円単位

での高速料金などの支出など、本来あり得ない支出の記録も見られ、捏造の疑いも濃い。

さらに、飲食費には、アルコール類の費消が多々見られるばかりか、寿司店や出前など飽食を繰り返していた事実が見て取られる。

ついで、被告は大量のアーク・エンジェルズのTシャツやキャップ、バッグ、ブルゾンなどを、計画していた東京譲渡会に合わせて販売しようと企み、ひろしまDPのレスキューの最中に、グッズ製作費を多額に流用している。

また、被告はその支援金の中から、住居費・水道代・電気代・サーバー代・車庫代など多くのライフラインの滞納金の支払いに流用しており、目的外使用も甚だしい。

### 3、大口の不当ないし不明金

#### ① 平成18年10月12日の3000万円のぼるるの用途不明金について

3000万円の支出について、被告は郵便局なので1000万円以上は入金できないので、引き出して川端加津子名義に入金し、三井住友銀行へ返却したと主張する。

しかし、被告のぼるる貯金は無利息口座になっており、貯金1000万円の制限はなく、また3000万円を出金しても1200万円が残っている。

しかも、入金したという川端加津子名義の通帳は提示されず、三井住友銀行へ返したというのは、平成18年11月27日で支出の時から入金まで4か月のタイムラグがあり、戻した金が送金した金と同一という確証はない。

#### ② 川端満里子に対して、平成18年9月25日に50万円、9月28日に100万円、11月7日に1000万円をJNBより送金した件について、被告は借金150万円を含めて1000万円と200万円に分けてJNBの口座へ戻したと主張する。

しかしながら、1200万円をJNBへ振り込んだ名義はアークエンジェルズの名義である。川端満里子口座に入金した金を元に戻すのに、どうしてアークエンジェルズの名義で支払われるのか不明である。判明しているアークエンジェルズのJNB口座以外にもう1つ口座があるという

ことになる。しかも、150万円は、川端満里子に借金があり、返済したお金として処理されているため、返還不能なはずである。

従って、1000万円は未だに川端満里子の口座にあるか、このアークエンジェルズの振込と一致しているか不明である。

- ③ JNBの平成18年11月8日の1240万円の口座移動も不明である。
- ④ ぱるるから避妊去勢代金として別口座に1050万円が移動された件については、その費用は多くとも160万円であることは既述のとおりである。
- ⑤ シェルター費用として乙13でシガ決裁ということで、2月17日400万円、2月22日1600万円として支出されているが、シェルターを作るという発表は2月27日であり、また、決裁書には購入代金1900万円とあるのに2000万円を出している。また、シェルター費用として50万、30万、20万、100万、50万、50万、30万、50万、50万、50万、50万、80万、30万と支出されているが、工事も始まってないのに金が支出されており、それも端数ではない何十万円という支出は不自然である。

また、避妊去勢代金に合わせて避妊去勢代では発生し得ない16万円とか72万円という支出が見られる。従って、もともと避妊去勢代としてわけたという口座は旧来からの林俊彦の個人口座であり、その後薬事法違反であるシャンプーをネットオークションで販売していた事実も通帳から見てとられることから、非常に怪しげな運用をしている口座である疑いが濃い。

## 六、支援金要望の虚偽

被告は、平成18年9月初旬より広島ドッグパークのレスキューに関与し、その為の寄金を募った。

被告の事務所に2006年9月17日よりレスキューに入ったことを掲示し（甲96号証番号16）、広島ドッグパークレスキューのための支援金を求めた。そして、治療費がかさむので支援金募集との記事を2006年9月17日から11月25日までホームページにアップし続けた（甲1～5号証）。

しかし、実際は平成18年9月末までにJNB734万円余、ぱるるで869万円



集っている。

平成18年初旬で4000万円、10月13日で8000万円以上の支援金が集っている（甲9、10、96号証番号18）。

治療費等のレスキュー代は、9月末までに、少なくとも10月初旬頃には十二分に集っているのに関わらず、治療費不足とって掲示して支援金を集めている。これは、虚偽のことを述べて金を集めた詐欺行為である。

#### 七、被告の事実解明の非協力ないし拒否について

被告は多くの疑問がある事件について、事実究明のための原告からの釈明要求に応じず、また、関係通帳や書類の公開と提出に応じない。原告から被告に対する釈明や文書提出要求事項は、平成20年12月4日付の原告準備書面（14）と平成21年9月25日の原告準備書面（17）記載のとおりである。

これに対する被告の応答は、原告準備書面（14）の一覧表に記載のとおりである。本件事件の金を振込んだり移動させたりしており、関係があることが明白なのに、個人情報として多くの口座の関与を拒否している。拒否をするなら、当該口座への事件関係資金の支出先を明らかにすべきなのに、それも応じない。開示すると不当な支出であることが露顕するからと思われる。使途不明金についての支出先を正当な使途と立証しないのであるから、自己の支配圏内の事柄であり、いくらでも明確にできることを立証しないのであるからその不利益は被告が負担するのは当然である。

#### 八、被告の信用性の有無

被告はAAが愛護団体の認証を受けていないのに市からの認証団体第1号と自称して、名刺に刷り込んでいたもので、市から処分をされている。

本件事業の避妊去勢代のことについて使っている乙14号証の通帳を、ホステインやシャンプーなど物資の転売金の入金口座にも使っている。そして問題を起して一部を返金している。トラックが渋滞するくらいに現場に運ばれてきた支援物資をぞんざいに扱ったり、行方不明にしたりしている。

偽エルメス販売などブランド商品を扱って民事上刑事上の問題を起している。被告は、目的事業に寄せられた他人の善意や協力を悪用することがある。

本件については、多くの善意の人に対する建前と本音が異なっていた。そのため、真相を見たスタッフが、次々と去っていった。忠実なスタッフであった証人安田も被告につき従ってきたが、本件が多くの人を騙しているという自責の念にかられて被告より離れていった。忠実な内部のスタッフが本件について体を感じたことが、人を騙しているということであり、事の真相をついている。

#### 九、目的外使用と返還約束

広島ドッグパークレスキューやその支援金の集めた方、使い方について関係者から批判が続出する中で、平成18年12月12日に、被告はシェルター建設など広島ドッグパークのわんちゃんのこと以外への金の使用に反対の方の支援金は返還すると約束した（甲8号証の1～6）。

そして、その旨ホームページに掲載したが、その後、一方的にその返還要求期間を短期間に制限したりしてきた。

しかしながら、支援金は本来の目的に使われるべきものであり、目的以外の使用は個別寄付者の同意が必要である。他目的への使用に同意しないものにその金員を返還するのは当然である。原告らは、当然のことながら他目的への使用に同意していない。

目的外使用ないしその対応としての返還約束をしたことを根拠にする返還ないし請求（物資を費消していたとき）を予備的に主張する。

#### 九、最後に

本件は、治療費などを本来の業務に必要な金額は十分募っていたのに、治療費が足りないからと寄付を求めると虚偽の申告を続け1億3000万円～2億円に及ぶ寄付金を受けながら、集った金額を半分以下だと強弁し、本当の寄付金額が暴露するとそれはシェルター分の金だなどと何の根拠もないことを主張し続けた。必要な経費としては、書類上判明分は1%も使用せず、残りを他の目的ないし私的に費消している。また、金の使途の解明を拒否し続けている。

欺罔の意思は当初から、少なくとも治療費として十分な金が集った10月初

旬からは、目的外に使うために金を集め、平成18年10月25日には、集った金の半分以上も隠した。詐欺ないし横領の意思があったことは明らかである。

また、支援金（支援物資も含む）は、目的外使用に反対する者には返さなくてはならず、被告自身も一度はそのことを了承約束している。しかるに、手続き的なことを制限し、事実上その返還に応じない。目的外使用の返還の条理、ないし、返還約束に基づく支払い請求を予備的に行っておく。

以上